

居宅介護支援重要事項説明書



エム・ケア

株式会社 名東介護センター
介護相談室

重要事項説明書

居宅介護支援サービスは、介護保険制度を利用されるご本人（以下利用者という）に対し、心身の状態に応じて、自立した日常生活をおくれますように、利用者、またはご家族の希望にそった「居宅介護サービス計画」の作成などを行うものです。

1. 「株式会社 名東介護センター介護相談室」居宅介護支援事業所概要

（１）当事業所の概要 ※下記の地域以外の方でもご希望の方は、ご相談ください。

事業所名	株式会社 名東介護センター介護相談室
所在地	名古屋市名東区名東本通３丁目３１番地 第６東洋ビル１Ｆ
介護保険事業所番号	２３７１５００４５１
サービス提供地域	名古屋市内（但し、南区、港区、中川区、中村区、北区、西区を除く）及び日進市、尾張旭市、長久手市とする。

（２）当事業の目的

適切な指定居宅介護支援事業の運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所の介護支援専門員が、要介護状態ある高齢者に対し、適切な居宅介護支援事業を提供することを目的とする。

（３）当事業所の運営方針

- ① 介護支援専門員は、利用者の心身の特性を踏まえて、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- ② 事業の実施に当たっては、利用者の意向を尊重し、利用者の心身の状況やその環境に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- ③ 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し特定の居宅サービス事業者に偏ることのないよう公正中立に行う。
- ④ 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

（４）介護支援専門員等の体制及び職務内容

区分	常勤	非常勤	主な職務内容
管理者 (介護支援専門員兼務)	１名	０名	ケアマネジメント業務の総括・代表、相談・苦情受け付け
介護支援専門員	３名	０名	ケアマネジメント業務の企画調整・実施

（５）営業日・営業時間

営業日	月曜日 から 金曜日 （日祝・盆正月休み）
営業時間	午前 ９ 時 から 午後 ６ 時まで

2. 居宅介護支援の利用申込から介護サービス提供の主な流れ

（１）介護保険を利用される利用者・ご家族の方から、居宅介護支援サービスの利用申込

↓

（２）利用者のご自宅を訪問し、利用者の心身の状態や置かれている環境等を調査し、可能な限りご自宅で自立した日常生活をおくれますよう、解決すべき課題を把握・分析します。

↓

(3) 利用者及びそのご家族の方が、どのような介護サービスをどの程度の頻度でご利用したいのか、ご希望をお伺いします。

↓

(4) 上記(2)の解決すべき課題や(3)のご希望を考慮し、また主治医やサービス事業者と協議して、利用者の方に適した1ヶ月単位の介護サービスの利用計画である「サービス利用票（居宅サービス計画）」を作成します。また、介護サービスを利用された際に、利用者の方がご負担することとなる利用料の内訳を記載した「サービス利用票別表」を作成しますので、併せてご確認の上、ご了解をいただきます。

↓

(5) 「サービス利用票（居宅サービス計画）」に基づき、介護サービスが計画的に提供されます。

↓

介護サービス提供後も、継続的に利用者の方の心身の状態や介護サービスの実施状況を把握し、必要に応じて「サービス利用票（居宅サービス計画）」の変更を行います。

3. 介護サービスを受けるにあたっての重要事項

- (1) 居宅サービス計画作成にあたって利用者及び家族に複数の居宅サービス事業者などの紹介を行います。居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を行い、理解を得るように努めていきます。
- (2) 利用者又はご家族にお渡しする「サービス利用票」と異なる事業者からサービスを受けた場合やサービス内容を変更した場合には、必ず担当の介護支援専門員にご連絡下さい。ご連絡がなく、利用限度額を超えた場合は、限度額を超えた費用について利用者の全額自己負担となります。
- (3) 保険者資格を喪失した場合や要介護状態区分の変更があった場合など、現在お持ちの被保険者証に変更があったときには、必ず担当の介護支援専門員にご連絡下さい。
- (4) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業所に、以下について、利用者にご説明をし理解を得られるように努め、介護サービス情報公表制度において公表します。
 - ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス割合
 - ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合
- (5) 居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時などにケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討など必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものは、居宅介護支援費として算定可能となります。
- (6) 全ての介護サービスを対象に、研修の受講状況等、認知症に係る事業所の取り組み状況について、介護サービス情報公表制度において公表することとします。

4. 居宅サービス計画の作成以外に提供できるサービスの内容

当事業所では、「居宅サービス計画」の作成以外に、利用者及びその家族のご依頼に基づき、次のサービスを提供することができますので、お気軽にご相談下さい。

- (1) 利用者及びその家族のご依頼に基づき、市町村の窓口にて、要介護認定の申請（新規・変更・更新）を代行します。但し、代行にあたっては、手続き上、利用者の被保険者証をお預

かりすることになります。

- (2) 利用者及びその家族のご依頼に基づき、市町村の窓口に、「居宅サービス計画作成依頼届出書」の提出を代行します。但し、代行にあたっては、手続き上、利用者の被保険者証をお預かりすることになります。その他、介護保険制度に関するご相談に応じます。

5. 居宅介護支援の利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額保険給付されますので、利用者のご負担はありません。但し、保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合には、1ヵ月当たりの介護報酬の告示上の額をご請求させていただきます。

要介護 1・2	12,000 円	
要介護 3・4・5	15,591 円	
特定事業所加算 (Ⅰ)	5,734 円	質の高いケアマネジメントを提供する事業所を評価。人員体制や研修の実施有無。困難な事例に対する支援の提供状況などが要件。
特定事業所加算 (Ⅱ)	4,685 円	
特定事業所加算 (Ⅲ)	3,569 円	
特定事業所加算 (A) 新設	1,259 円	
初回加算	3,315 円	新規に居宅サービス計画を作成する。 要支援者が要介護認定を受けて居宅サービス計画を作成する。 要介護状態区分が 2 区分以上変更されサービス計画を作成する。
入院時情報連携加算 (Ⅰ)	2,762 円	入院後当日に利用者に関する必要な情報を医療機関に提供した場合。
入院時情報連携加算 (Ⅱ)	2,210 円	入院後翌日又は翌々日に利用者に関する必要な情報を医療機関に提供した場合。
特定事業所医療介護連携	1,381 円	病院との連携や看取りへの対応の状況を踏まえ、医療と介護の連携を図る事が要件 (15 回以上算定)。
ターミナルケアマネジメント加算	4,420 円	終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又は家族の意向を把握した上で、通常より頻回に訪問し、利用者の状態を医師や事業所へ提供した場合。
通院時情報連携加算	552 円	受診に同席し、利用者に関する情報提供を行い医師又は歯科医師から必要な状況提供を受ける事が要件。

退院退所加算

	カンファレンス参加 なし	カンファレンス参加 あり
連携 1 回	4,972 円	6,630 円
連携 2 回	6,630 円	8,287 円
連携 3 回	—	9,945 円

6. 事故が発生した場合の対応

居宅介護支援の提供時に、利用者の方に事故が発生した場合には、速やかに市町村およびご家族の方にご連絡するとともに、必要な措置を講じます。

7. 秘密の保持

「居宅サービス計画」を作成する中で知り得た利用者やご家族の情報は、ご了解なしに他人

に漏らすことはありません。

尚、介護サービスが適切且つ円滑に提供されるよう、サービス担当者会議等において利用者やそのご家族の情報を提供することがあります。

8. 高齢者虐待防止の推進

- (1) 虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法。
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催。
- (3) 虐待の防止のための指針の整備。
- (4) 虐待の防止のための従業者に対する研修の実施。
- (5) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置。

9. 身体拘束適正化の推進

- (1) 利用者またはご家族との生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- (2) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- (3) 身体拘束等の適正化の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (5) 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

8. サービス内容に関する苦情

- (1) お客様に提供した居宅介護支援に関するご相談や苦情、及び「サービス利用票(居宅サービス計画)」に基づいて提供した介護サービスに関するご相談や苦情は、遠慮なく下記までご連絡下さい。迅速に対応します。

受付担当者 : 管理者 ○○ ○○
T E L : 0 5 2 - 7 0 2 - 6 6 0 0
F A X : 0 5 2 - 7 0 2 - 5 5 9 3

- (2) お客様は、当事業所以外に、介護サービスに関するご相談や苦情は、下記まで直接お伝えすることができます。

お住まいの区役所福祉課介護保険係	TEL
名古屋市健康福祉局介護指導課指導係	TEL 0 5 2 - 9 5 9 - 2 5 9 2
国民健康保険団体連合会苦情係	TEL 0 5 2 - 9 5 9 - 3 0 8 7
名古屋介護サービス事業者連絡研究会	TEL 0 5 2 - 2 5 3 - 6 7 5 8

令和 年 月 日

当事業者は、 様に対して本書面に基づいて
上記重要事項を説明しました。

居宅介護支援事業者

主たる事務所所在地 名古屋市名東区名東本通3丁目31番地

第6東洋ビル1F

名 称 名東介護センター 介護相談室 印

説明者

氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から上記重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

利用者代理人 住所

氏名 印

(居宅サービス計画の作成を担当する指定居宅介護支援事業者)

住 所	4 6 5 - 0 0 8 7 愛知県名古屋市名東区名東本通3丁目31番地 第6東洋ビル1F
名 称	株式会社名東介護センター介護相談室
連 絡 先	電話 0 5 2 - 7 0 2 - 6 6 0 0 (夜間・休日 090-4081-7748)
	F A X 0 5 2 - 7 0 2 - 5 5 9 3